

介護保険料の特別徴収について

平成22年1月以降、福生市へ転入され、前の住所地では年金天引きだった方や65歳になられた方、新たに年金受給を開始された方で、前年度における介護保険料の納付方法が普通徴収（納付書による納付または口座振替）であり、②受給年金が年額18万円以上の方は、第1号（65歳以上の方）介護保険料特別徴収（年金天引き）が開始されます。

4月・6月のいずれから新たに天引きが開始される方は各天引き開始月の初旬に、仮徴収保険料額を記載した介護保険料特別徴収開始通知書（仮徴収決定分）をお送りします。

方は7月初旬に介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書をお送りします。

現在の介護保険料特別徴収は、年間の前半に当たる4月・6月・8月を仮徴収と呼び、後半に当たる10月・12月・2月を本徴収と呼んでいます。

介護保険料を計算するに当たり、その年度における所得情報が必要となりますが、4月や6月の時点では所得が確定していないため、前年の保険料

料所得段階を基準として、暫定的に決定した金額で4月以降から天引きを行ないます。

その後、所得情報が確定すると、確定した保険料所得段階に基づき、すでに天引きした仮徴収分との差額を計算し、後半分を決定しています。

これが介護保険料特別徴収計算の基本的な仕組みです。

問合せ介護福祉課介護保険係 ☎ 551-1764

未就園児に入学祝金を支給します

次の方に入学祝金を支給しますので、該当する方は4月8日（金）までに申請してください。（申込みの際、印鑑・振込み先口座の記載が必要となります。）

該当者 平成23年4月1日現在、福生市に住所があり、平成23年3月31日までの1年間、幼稚園、保育園などに就園していなかつた児童の保護者

※ただし、平成23年3月中に転入された方は、該当しません。

児童扶養手当制度のお知らせ（障害年金加算改善法による）

障害基礎年金受給者で、平成23年4月1日より、

加算対象となっている方でも児童扶養手当を受給できる場合があります。

平成23年4月分から児童扶養手当を受給するには、平成23年3月31日までに申請が必要となります。詳しくは子育て支援課子育て支援係にお問い合わせください。

※支給要件や所得の制限があります。

対象 平成5年4月2日以降生まれの児童（児童に障害のある場合は、20歳未満）を養育している母または父が重度の心身障害者の方

申請受付期間 3月31日（木）までに申請した場合、4月から支給されます。

※4月以降も隨時、申請受付は行ないます。

問合せ 子育て支援課子育て支援係 ☎ 551-1737

福生市都市計画マスター検討会」にぜひご参加ください

市では平成22～23年度にかけて都市計画マスター計画の改定作業に取り組んでいます。

東京都で架け替えの整備を進めてきた永田橋が完成します。

日時 3月26日（土）午後1時

場所 市役所第一棟2階第1会議室

30分（4時30分）

自然界の仕組みはとても複雑で、分かっていない部分がたくさんあります。なんらかの形で人間が影響を与えてしまうと、それによって何が起きるかを全て把握するのはとても難しく、そのつもりがなくても自然のバランスを大きく崩してしまうこともあります。

人間が自然のバランスを崩す事例のひとつとして「外来種」の問題があります。

▼ 外来種とは…

「ミドリガメ」など、元来その地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことです。法律では、海外から明治時代以降に入ってきた生物を指します。

【福生市内で確認された外来種】



ミドリガメ



ガビチョウ
ブルーギル

『外来種』問題をご存じですか？

福生市では、次のような生物が確認されています。
 《植物》アレチウリ、オニウシノケグサ、ヒメムカシヨモギ、オオブタクサ、ヒメジョン
 《魚類》ブルーギル、コクチバス
 《爬虫類》ミシシッピアカミミガメ(ミドリガメ)
 《哺乳類》アライグマ
 《鳥類》ガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ

▼ 外来種が引き起こす問題

一般的に外来種は在来種（もともとその地域にいる生物）よりも繁殖力が強く、急速に生息域を拡大しています。その結果、さまざまな問題が起こっています。

- 在来種が食べられて数が減ってしまう。
- 在来種の生息環境と餌が奪われる。
- 在来種と交雑して雑種ができる。
- 農作物が食べられてしまう。
- 病気や病原体が持ち込まれる。

▼ 外来生物被害予防の三原則

侵略的な外来生物による被害を予防するために

- ①入れない!⇒悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- ②捨てない!⇒飼っている野外生物を野外に捨てない
- ③拡げない!⇒野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

▼ 外来種の取り扱いは法律で規制されています

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）では、外来種のうち生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・譲渡・輸入を禁止しています。違反すると懲役や罰金刑が科せられます！

▼ ペットは絶対に捨てないで!

ペットとして飼われていた、また観賞用に栽培されていた外来種が野生化すると、いろいろな問題を引き起こします。飼育する際は、その性質をよく調べ、最後まで飼育できるかを考えましょう。どんな理由があれ、捨てることは絶対にしないでください。ペットの不法投棄も犯罪です。

問合せ 環境課環境係 ☎ 551-1718

「災害時 みんなを守る 地域の力」町会・自治会に加入しましょう